

「国家外貨管理局企業貨物貿易項目下の外債登記管理を完全にすることに關係する問題についての通知」

（匯發[2008]73 号）

（2008 年 12 月 23 日公布、施行）

2009 年 1 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編

※ 本資料は、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。

中国語原文	日本語仮訳
国家外汇管理局关于完善企业货物贸易项下 外债登记管理有关问题的通知 发布时间:2008-12-23 文号:汇发【2008】73号 来源:国家外汇管理局 国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外 汇管理部、深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分 局： 自 2008 年 7 月国家外汇管理局对企业货物 贸易项下外债实行网上登记管理制度以来，各外 汇指定银行和进出口企业认真贯彻执行相关规 定，较好地规范了企业的贸易融资行为，便利了 企业办理外债登记以及相应的外债资金汇兑手 续，促进企业改善内部财务管理，并有效地提高 了短期外债的统计监测水平。为应对国际金融危 机的不利影响，促进经济平稳较快发展，根据《国 务院办公厅关于当前金融促进经济发展的若干意 见》（国办发[2008]126 号）的精神，现就有关问 题通知如下： 一、一般企业出口货款预收汇比例由原来的 10%调整为 25%；一般企业进口货款延期付汇比 例由原来的 10%调整为 25%。船舶、大型成套设 备等企业货款预收汇比例和延期付汇比例可在此 基础上按现行规定调整。 二、企业在贸易信贷登记管理系统中办理提	国家外貨管理局 企業貨物貿易項目下の 外債登記管理を完全にすることに關係 する問題についての通知 公布時間：2008-12-23 文書番号：匯発【2008】73 号 情報ソース：国家外貨管理局 国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外 貨管理部、深セン、大連、青島、厦門、寧波市 分局： 2008 年 7 月から国家外貨管理局が企業貨物 貿易項目下の外債に対しオンライン登記管理 制度を実施して以来、各外貨指定銀行と輸出入 企業は関連規定を真剣且つ徹底的に執行、企業 の貿易融資行為を比較的良好に規範化し、企業 の行う外債登記及び相応の外債資金両替手続 に便宜を図り、企業が内部財務管理を改善する のを促進し、また短期外債の統計モニタリング レベルを有効に向上させた。国際金融危機のマ イナス影響に対応し、経済安定や比較的早い発 展を促進するため、『国务院弁公庁 当面の金融 による経済発展の促進に関する意見』（国弁発 [2008]126 号）の精神に基づき、ここに關係問 題について以下の通り通知する。 一、一般企業の輸出貨物代金前受比率につい て従来の 10%から 25%へ調整する。一般企業 の輸入貨物代金延払い比率について従来の 10%から 25%へ調整する。船舶、大型プラ ント設備等の企業の貨物代金前受比率と延払い 比率はこれを基礎として現行規定により調整 する。 二、企業が貿易与信登記管理システムにおい

款登記の等値 30,000 美元 (含) 以下の預收貨款、
不納入貨款預收匯比例限制。

企业在贸易信贷登记管理系统中办理提款登
记的等値 30,000 美元 (含) 以下的延期付款, 不
納入貨款延期付匯比例限制。

三、对信用状况良好、无外汇管理违规记录、
能够严格按照规定进行贸易信贷登记的企业, 其
因生产经营需要、产品特殊性、贸易结算惯例等,
需要调整货款预收匯比例或货款延期付匯比例
的, 国家外汇管理局各分支局、外汇管理部 (以
下简称“外汇局”) 可根据企业的申请为其调整比
例。

四、外汇局应进一步规范审核程序, 简化手
续, 及时处理企业申请事项。同时, 注重做好事
后监督检查及相应的统计监测工作。

五、外汇局应在辖区内进一步组织开展政策
宣传和培训工作, 确保外汇局、银行和企业的相关
业务人员准确把握政策内容及管理相关要求,
为该项政策的有效实施创造有利的条件。

本通知适用于保税监管区域内企业。

本通知自发文之日开始实施。各分局、外汇
管理部接到本通知后, 应及时转发辖内分支机构
和银行。执行中如遇问题, 请及时向国家外汇管

て引出登記を行う 30,000 米ドル相当額 (含む)
以下の前受金については、貨物代金前受比率の
制限に組み入れない。

企業が貿易与信登記管理システムにおいて
引出登記を行う 30,000 米ドル相当額 (含む)
以下の延払いについては、延払い比率の制限に
組み入れない。

三、信用状況が良好で、外貨管理違法記録の
ない、規定に従い貿易与信登記を厳格に行うこ
とができる企業については、生産経営の必要
性、製品の特異性、貿易決済の慣例等により、
貨物代金前受比率或いは貨物代金延払い比率
を調整する必要がある場合、国家外貨管理局各
分支局、外貨管理部 (以下、外管局という) は
企業の申請に基づき比率を調整することがで
きる。

四、外管局は審査手順を更に規範化し、手続
を簡素化して、企業申請事項を遅滞なく処理し
なければならない。同時に、事後監督管理、検
査及び相応の統計モニタリング業務を重要視
してしっかりと行う。

五、当該政策の有効な実施により有利な条件
を創造するため、外管局は管轄区内において政
策宣伝と研修業務を更に組織的に展開し、外管
局、銀行と企業の関連業務スタッフが政策内容
及び管理の関連要求を正確に把握するよう確
保しなければならない。

本通知は保税監督管理区域内企業にも適用
する。

本通知は公布日から開始、実施する。各分局、
外貨管理部は本通知を受領した後、管轄内の分

理局反馈。 特此通知。 二〇〇八年十二月二十三日	支機構と銀行に直ちに転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、国家外貨管理局に直ちにフィードバックされたい。 ここに通知する。 二〇〇八年十二月二十三日
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】